**会　議　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 令和5年度　第3回　那珂川市地域保健推進委員会 |
| 開催日時 | 令和6年1月16日（火）19：00～19：30 | 開催場所 | 保健センター2階健康増進室 |
| 出 席 者 | １．委員　有馬委員、呉委員、関委員、戸田委員、髙橋委員、川添委員、園田委員、藤原委員、立川委員、北林委員２．執行機関（事務局）　村上課長、堺係長、森 |
| 配布資料 | 1. （仮称）那珂川市地域保健計画【素案②】
 |
| 議題及び審議の内容１．会長あいさつ２．議題　（1）（仮称）那珂川市地域保健計画【素案②】について意見交換事務局【文字の修正】3ページ　パブコメ期間：26日（月）⇒29日（木）57ページ　図表63　出典部分「令和4年度は暫定」を削除【計画素案②　前回からの訂正箇所説明】第2回委員会で皆さまからいただいていたご意見について、要検討・修正としていた3点について説明させていただく。1点目は、福岡県の健康アプリの名称と、アプリを活用した健康づくりについて、58ページをご覧いただきたい。「行政が取り組むこと」の①の5つ目の項目に掲載されている福岡県の健康アプリに関する記述で、前回アプリ名が「ふくおか健康アプリ」と誤って標記をしていたため、正式名称である「ふくおか健康ポイントアプリ」に修正している。67ページで、健康アプリの積極的な活用について、「行政が取り組むこと」の①の項目に、運動をしたくなるきっかけづくりの1つの例として掲載した。次に2点目について、65ページをご覧いただきたい。第4章第3節の「地域全体で行う健康づくり」の項目となっている。「（2）自然に健康になれる環境づくり」について掲載されているページだが、内容が受動喫煙に関する項目のみになっているため、他の項目も追加してはというご意見をいただいていた。課内で協議したところ、確かに「環境づくり」という面では内容が少ないという結論に至り、今回「居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり」という項目を追加している。これは、健康日本21第3次にも掲載されている項目で、内容は「あるく」ということに視点を置き、そこから健康意識の向上や地域とのつながりに結び付くよう、行政からの働きかけを行うものとしている。3点目、68ページをご覧いただきたい。図表70中の「食事（栄養）」の項目で、野菜の摂取量をもう少し高めの目標値を設定してもいいのではというご意見をいただいていた。数値について課内で協議したところ、野菜の摂取量についてはもう少し高い目標を設定し、しっかり啓発を行っていくという方針で決定したため、市の目標値を前回の10％から15％に変更をしている。以上の意見を元に修正した素案の内容を再度担当課内で検討し、文言の修正や項目の整理を行った結果、大きく変更したところを3点ご説明させていただく。まず1点目、素案の23ページと配布した資料をご覧いただきたい。資料は最初の素案の文章となっている。これまでの地域保健計画に使われていた「くう・ねる・あるく、そしてつながる」というフレーズを、今回の計画より使用をしていない。背景としては、以前はマイヘルスプランの推進を図る際に、「くう」が栄養、「ねる」は休養、「あるく」は運動、「つながる」は人や社会とのつながりを表すものとして、漢字の表記ではなくひらがな表記にし、やわらかい印象で語呂もよいということで、このキーワードを覚えていただき、自分の健康づくりに目を向けるきっかけとなるようにと考え使用していた。しかし、近年、栄養については食育の概念が広がり、単に栄養を取ることだけが目的ではないこと、休養については「ねる」だけでなく、自分なりのリフレッシュ方法をとることや、運動についても「あるく」ことだけではないことなど多様な解釈があることから、「くうねるあるく」にとらわれない健康づくりに取り組んでいただきたいという思いから、このフレーズは使用しないこととした。同様に、「マイヘルスプラン・アワヘルスプラン」というフレーズも以前から使われていたが、こちらは「個人が取り組むこと」「地域（私たち）で取り組むこと」というイメージが付きやすいことから、今後も継続して使用することとしている。次に2点目、47ページをご覧いただきたい。第4章1節「（5）歯・口腔の健康」の項目となっている。「行政が取り組むこと」の「②健診や相談・関係機関との連携」で、4つ目に「乳幼児の保護者に対する子どものむし歯についての取り組み」を追加した。併せて、69ページをご覧いただきたい。評価指標の「歯・口腔の健康」の欄に「3歳児のむし歯保有率の減少」についての項目を追加した。理由としては、1歳6か月児の歯科健診から3歳児までの間に、幼児のむし歯保有率が福岡県の平均値より高くなっている本市の現状を踏まえたものとして、個別に項目を設けている。最後に3点目、51ページをご覧いただきたい。第4章1節の「（6）休養・睡眠」の項目となっている。「みんなの行動目標」中の地域などが取り組むことの項目に、前回までは「家族で早寝早起きに取り組む」と表記していたが、今回「家族でメディアとの付き合い方について話し合う」に変更している。理由としては、前回まで掲載されていた「早寝早起き」の項目は、子どもの成長にとっては大切な項目となりますが、親世代は仕事の都合などで早寝早起きができない家庭も多くある中、広く定める目標としては適切ではないのではないかという意見に基づくものである。メディアに関する内容としたのは、近年のスマートフォンの普及とともに、深夜までのメディアの長時間使用が睡眠の質の低下や睡眠不足など健康に悪影響を及ぼすことが問題視されていることによるもの。素案の変更については以上である。会長　　説明事項について質問や意見をお願いしたい。　委員　　51ページの項目で、「スマートフォンやパソコン」と「メディア」という文言について、一見同じような内容に見えるが、違う表現になっているのが気になる。統一するか説明を付け加えるなどしたほうがよいのではないか。　委員　　「メディア」にはテレビなども含まれて少し広い意味になるのではないか。　事務局　　ご意見のとおり、「メディア」にはテレビなども含まれるので、「メディア（スマートフォン、パソコン、テレビなど）」という表記に統一して修正する。　会長　　次に、事務局から報告をお願いする。　　　事務局　　第1回目の委員会でご説明していた、計画の名称変更について皆さまにご報告をさせていただく。まず、現在の「地域保健計画」という計画名を、今回正式に「健康増進計画」という名称に変更することを予定している。変更に至る背景は、「地域保健計画」は平成13年度の策定時に、平成9年に施行された「地域保健法」を受けその名称とし、住民の健康の保持・増進を図ることを目的として策定されたものだが、その後、「健康日本21（※）」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を推進するため、平成15年に施行された「健康増進法」に、市町村は地方計画の策定に努めるよう明記をされていた。健康増進法の施行により、多くの自治体が「健康増進計画」や「健康づくり計画」などの名称で計画を策定したが、本市においては同等の地域保健計画がすでに策定されていたため、本計画の内容の見直しを行いながら現在に至っている。多くの自治体が健康づくりに関する計画を「地域保健」という文言を使用していないことや、計画策定に基づく法律が「健康増進法」であることにより、今回のタイミングで、内容が市民にとって分かりやすく、計画の目的を明確に表現できるよう、本市におきましても「健康増進計画」と名称の変更をすることとした。計画の名称変更と併せて、「地域保健推進委員会」という委員会名も「健康づくり推進委員会」という名称に変更する予定としている。「健康づくり推進委員会」という名称は、素案の71ページに掲載している現行の条例の第2条第1項中に、委員会の所掌事務として、第3号「その他市民の健康づくりの推進のために必要な事項に関すること」という表現もあり、市民の方にも伝わりやすいと考え、このように変更することとした。委員の皆さまに関しても、「健康づくり推進委員」という名称となる。これらの変更については、3月議会において、現在の条例の一部を改正する条例案を上程し、その議決をもって正式に変更されることとなるため、今回までは（仮称）地域保健計画とし、次回、皆さまにご提示する際は、「那珂川市健康増進計画」となる予定であるため、ご承知おきの程よろしくお願いしたい。（2）今後のスケジュールについて事務局　　今日いただいたご意見を元に、素案②を修正し、2月にパブリックコメントを実施する。パブコメの結果と原案の最終確認を行い、3月に完成した計画を皆さまにご提示する流れとなっている。３．その他　特になし |